

○合志市人材（財）バンク設置要綱

令和5年2月28日告示第10号

合志市人材（財）バンク設置要綱

（趣旨）

第1条 自らの経験と知識を生かして市の発展に貢献したいと思っている人材を発掘し、市政への参画を推進するため、合志市人材（財）バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 人材バンクの事業は次のとおりとする。

- （1）人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- （2）人材情報の管理及び提供に関すること。
- （3）人材の発掘に関すること。
- （4）その他人材バンクについて必要なこと。

（登録の対象者）

第3条 人材バンクに登録する人（以下「登録者」という。）は、市政に参画し、市の発展に貢献したいと思っている人とする。

（登録）

第4条 人材バンクに登録を希望する人は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条に該当する人は、その意思を示した他の様式をもって代えることができる。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、内容を確認の上、人材バンクに登録するものとする。ただし、第6条各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

（登録の有効期間）

第5条 人材バンクの登録の有効期間は、登録を決定した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

2 前項の登録は、登録者の承諾を得た場合は、更新することができる。

（登録の取消し等）

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- （1）登録者から申出があったとき。
- （2）特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治活動若しくは宗教活動のために人材バンクを活用すると認められるとき。
- （3）その他第1条の趣旨に反して人材バンクを活用すると認められるとき。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(市政参画のための活用)

第8条 市長は、市政への参画を依頼するときは、登録者の中から任用するよう努めるものとする。また、事務局は、市政参画希望者を募集する部署から求められたときは、登録者の情報提供を行うものとする。

(報告)

第9条 市長は、必要に応じ、登録者に対して活動に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第10条 人材バンクに関する事務局は、市長公室企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

（あて先）合志市長

年 月 日

氏名 _____

合志市人材（財）バンク登録申込書

以下のとおり合志市人材（財）バンクに登録したいので、合志市人材（財）バンク設置要綱第4条の規定により登録を申し込みます。

登録内容	市政参画の登録			
ふりがな				
氏名				
住 所	合志市			
性 別	男性		女性	
生年月日	年	月	日生（	歳）
固定電話	—		—	
携帯電話	—		—	
メールアドレス	パソコン	@		
	携帯電話	@		
経 歴 （職歴・資格・ 委員等の経験等）				
参画を希望する 審議会・委員会				
備 考 （その他特記事項）				
※記入不要	受付日	登録日	受付者	登録番号
	年 月 日	年 月 日		